

いわれなき日勤教育「うどん屋」への不当配転を許さない！ ボーナス・昇給カットはストライキへの報復だ！

「地労委勝利・中山裁判勝利総決起集会」開催

10月10日、名古屋地本は中山喜弘さんに対する配転は、いわれなき日勤教育による不当な配転であるとして名古屋地方裁判所に提訴しました。

同時に、組合員へのボーナス・昇給カットは、11.4ストライキへの報復であり、不当労働行為であるとして愛知県労働委員会に救済申し立てを行いました。同日、名古屋地本は決起集会を開催しました。

みなさんのご支援をお願いいたします。

労働組合を敵視した「命令と服従」の労務管理粉砕！

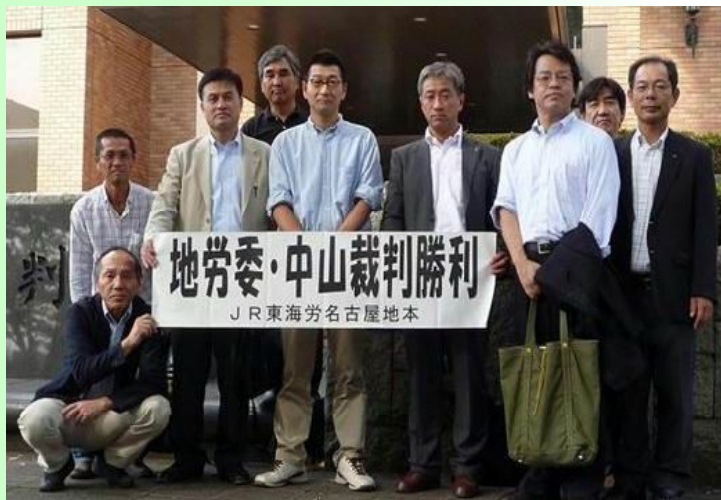
うどん店配転不当
名地裁 JR東海社員が提訴

列車のドアの開閉スイッチを規定とは逆の手(左手)でドアの開手で操作したことなどを理由に突然、主任運転士から立ち食いうどん・そば店の営業主任に配置転換されたのは、JR東海幹部部に対する差別的な不当配転として、三重県伊勢市のJR東海社員(中山喜弘)が10日、うどん店に勤務すべき義務がないことと確認と五百万円の損害賠償を同社に求める訴えを名古屋地裁に起こした。

訴えによると、同社三重支店亀山運輸区所属の社員が今年七月十七日、亀山発名古屋行きワンマン列車を運転後、区長から「左の列車のドアの開閉スイッチを規定とは逆の手(左手)でドアの開手で操作したことなどを理由に突然、主任運転士から立ち食いうどん・そば店の営業主任に配置転換されたのは、JR東海幹部部に対する差別的な不当配転として、三重県伊勢市のJR東海社員(中山喜弘)が10日、うどん店に勤務すべき義務がないことと確認と五百万円の損害賠償を同社に求める訴えを名古屋地裁に起こした。

原告は、「二十一年間、無事故でやってきたが、いわれなき再教育を受けさせられ、職場から放逐された」と話している。JR東海は「また訴状を見ているのでコメントできない」としている。

← 中日新聞 (10/10)



JR東海労が救済申し立て差額支払いを求め旧勤労系組合のJR東海労働組合(JR東海労)は10日、JR東海が組合員延べ二十二人に対しボーナス減額など不利な待遇を与えたことに対し、組合に所属する者として、県地方労働委員会に対して救済を申し立てた。

会社側が差額を乱用したと主張、組合が二〇〇七年十一月に実施したストライキ以降、減額したボーナスや定期昇給の差額支払などを求めている。

JR東海は「また訴状を見ているのでコメントできない」としている。